

一般社団法人日本画像医療システム工業会  
競争法コンプライアンス規程

平成24年10月1日制定  
一部改正 2019年9月25日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本画像医療システム工業会（以下「本会」という。）の主催するすべての会合（総会、理事会、部会、委員会、勉強会、新年会、懇親会など、形式を問わず本会の活動とされる会合をいう。以下単に「会合」という。）の運営や統計情報の交換等、事業者団体としての活動について、我が国独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国・地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、本会の専務理事、常務理事及び事務局職員（以下「本会役職員」という。）並びに理事、監事及び本会の主催する会合又は活動に参加する会員の役職員とする。

(会合)

第3条 本会が主催する会合の出席者は、会合中はもとより会合の開始前及び終了後においても、次に掲げる事項を話題としてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りでない。

- ① 会員各社が商取引上において取り扱う価格等に関するもので次に掲げるもの。  
具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等。
  - ② 会員各社が商取引上において取り扱う数量等に関するもので次に掲げるもの。  
具体的生産量、生産能力、在庫、特定製品の販売若しくはマーケティングに関する計画地域等。
  - ③ 会員各社の販売先制限、販売地域制限、生産機種制限等の申し合わせ。
  - ④ 会員各社の設備の新增設又は廃棄等の申し合わせ。
  - ⑤ その他競争法で禁止されている行為。
- 2 本会役職員及び会合の議長は、会合における議題及び資料（事前配布される場合に限る。）に競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認する。また、会合の招集又は案内に関する通知には、前項各号の事項を話題としてはならない旨を記載する。
- 3 会合のうち、総会、理事会、委員会、部会、勉強会は、次の事項にしたがって運営

する。

- ① 議長は、開会に先立ち、「当会合では競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言するとともに、かかる宣言をしたことを議事録に記載する。
  - ② 議長は、競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には発言者に発言を止めるよう注意し、発言を止めないときには当該会合を終了させ、当該終了事由を議事録に記載するとともに、理事会に報告する。
  - ③ 議長は、当日配布された資料の中に競争法上問題となるおそれのある記載を発見した場合には作成者に削除を求め、削除に応じないときには当該会合を終了させ、当該終了事由を議事録に記載するとともに、理事会に報告する。作成者が削除に応じたときには、二重線等で当該記載を削除するとともに、当該記載が削除された旨を議事録に記載する。
  - ④ 議長は会合の議事録を作成させる。本会役職員は、原則として少なくとも1名以上出席（電話会議システムによる方法を含む。以下、この号において同じ。）し、議長の議事進行を補助する。但し、本会役職員が出席できない場合は、議長は録音機で議事を録音するものとする。
- 4 会合のうち、新年会、懇親会その他の宴席（以下「懇親会等」という。）は、次の事項にしたがって運営する。
- ① 本会役職員は、原則として少なくとも1名以上出席する。
  - ② 本会役職員は、開会に先立ち、「当会合では競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言する。
  - ③ 本会役職員は、競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には発言者に発言を止めるよう注意し、発言を止めないときには当該懇親会等を終了させた上、理事会に報告する。

（統計情報）

- 第4条 統計情報の収集、管理及び提供は、本会の調査・研究委員会が行い、次項以下に掲げる事項を遵守する。
- 2 調査・研究委員会は、会員から特定製品の実績値のみを収集し、将来の予測値は収集しないものとする。会員からの報告は、万全の秘密保持のもと、事務局だけが取り扱うことができ、委員会では、その集計値のみを審議する。
  - 3 調査・研究委員会及び事務局は、会員に個社情報を開示してはならない。
  - 4 調査・研究委員会及び事務局は、統計情報を会員又は一般に提供する際、個社情報を抽出することが困難となる程度に集合化した上で提供しなければならない。

付則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。